

経営方針推進プログラム(案)

第2回 経営方針推進委員会
資料1 令和3年1月28日

方向性	各方向性から考えられる取組	プログラム名	取組内容
1 地域資源によるサービスの実現	<p>現在、地域コミュニティや共助による公共サービス創出の拡充を目指した新たな施設づくりに向けた取組が動き出している。そうした動きの中、これまで以上に多様な主体が連携し合い、自治の拡大・深化の実現を図るために、協働の取組を拡充するとともに、次のステップに踏み出していく必要がある。</p> <p>また、市民と行政との信頼関係を基盤としながら、市民の市政参加をさらに広げていくために、行政資料の適正な保存管理とあわせて、多様な情報共有手段の確保に取り組む必要がある。</p> <p>様々な地域資源の活用により、行政だけでは実現できない新しい付加価値の創出による公共サービスの充実を図っていく必要がある。</p> <p>(これからの4年間) 情報環境の変化に合わせた情報発信のあり方や伝え方を検討するとともに、新たな情報媒体の活用と合わせて、高齢者や若者をはじめ市民のだれもがより容易に市政に参加できるようにする。また公文書管理においては、市民の利用環境の整備等を進める。</p> <p>引き続き協働の取組を進め、さらなる多様なつながりの創出を図る。また、地域学習やコミュニティ機能を学校と複合化するなど公共施設マネジメントの取組を進めていく中で、小学校を地域の核とした地域コミュニティのあり方を具体的に示し、市民等のコミュニティ活動につなげる。</p> <p>様々な地域資源の活用とともに、新たな連携手法の検討を進め、時代の変化に対応しながら公共サービスの充実を図る。</p>	<p>1 情報発信と市民との情報共有の推進</p> <p>2 市民参加の更なる推進</p> <p>3 公文書管理の適正化の推進及び歴史公文書の保存と利用環境の整備</p> <p>4 市民協働の新たな分野への拡大</p> <p>5 小学校の更新を契機とした地域コミュニティの醸成</p> <p>6 公立保育園調理業務の効率化・安定化</p> <p>7 公園整備、管理運営における事業手法の検討</p> <p>8 小川駅西口公共施設への指定管理者制度の導入の検討</p> <p>9 公共サービスの充実のための財源確保策の検討</p>	<p>・新たなSNSの活用など、横断的に検討</p> <p>・WEB会議、SNSの活用、双方向コミュニケーション【No.9発展】</p> <p>・文書管理システムによる一元的な文書管理の徹底</p> <p>・過去の歴史公文書の図書館への移管を推進</p> <p>・新たな分野への拡大を目的とした情報提供・意識改革</p> <p>・こだい人財の森事業の促進【No.1継続】</p> <p>・大学等との連携事業の実施【No.1継続】</p> <p>・学校経営協議会の設置【No.4継続】</p> <p>・地域コミュニティ施設のあり方について考え方を整理、公表</p> <p>・民間事業者を活用した公立保育園の調理業務効率化・安定化の検討【No.38発展】</p> <p>・都市計画公園の整備、管理運営における事業手法の検討</p> <p>・個別施設の更新に伴う指定管理者制度の導入の検討</p> <p>・多様な寄附方法の研究、ふるさと納税返礼品の検討</p> <p>・新たなクラウドファンディング、ネーミングライツ、ソーシャルインパクトボンド</p>
2 将来に向けた財政運営・財産活用	<p>厳しい財政状況が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響により、市の歳入の根幹をなす市税が大幅に減少する見込みである。引き続き安定的、継続的に健全な財政運営を行っていくためには、財政見直しをもとにした計画的な財政運営の取組がより欠かせないものになる。</p> <p>施策や事業に関するPDCAサイクルをもとに、これまで以上に事務事業の選択と集中を進め、既存事業の見直しによる歳出削減に取り組む必要がある。また、公共施設に関しては更新を含めたライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。</p> <p>あわせて、売却可能な普通財産の売却、行政財産の民間事業者への貸付実施等の自主財源の確保を含め、歳入確保の取組が求められる。</p> <p>(これからの4年間) 財源の基盤強化に向けて、引き続き租税の公正な賦課と効率的な徴収に取り組むとともに、新しい財源の創出、公有財産の活用等を進める。</p> <p>また、これまででない深刻な歳入不足が予想される状況であることを踏まえ、歳出を歳入に見合った規模に抑制していく。</p> <p>現在の「小平市公共施設マネジメント推進計画」を改定し、引き続き施設の適正配置を進めるとともに、公共施設の運営のあり方を見直し、効率的な運営とコストの縮減を図る。</p>	<p>10 市税・国民健康保険税の徴収率維持・向上【No.23継続】</p> <p>11 使用料・手数料の見直し</p> <p>12 健全財政維持のための歳出削減</p> <p>13 財産の有効活用の促進【No.28継続】</p> <p>14 公共施設の運営の見直し</p> <p>15 公共施設マネジメントの推進</p>	<p>・徴収率の向上対策、業務執行体制の整備</p> <p>・集会施設等の適正な料金設定等の検討、公表【No.25継続】</p> <p>・学童クラブ使用料の見直し【No.27継続】（次回は令和6年度）</p> <p>・保育料の見直し【No.26継続】（次回は令和7年度改定）</p> <p>・定期的な見直しの仕組みの検討</p> <p>・公共施設駐車場の有料化の検討</p> <p>・廃止・縮小に向けた事業の選定</p> <p>・新たな施策の実施にあたり再編案の作成</p> <p>・普通財産の売払い</p> <p>・公共施設の開館時間の検討</p> <p>・小平第十一小の更新</p> <p>・小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備</p> <p>・中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新</p>

方向性	各方向性から考えられる取組	プログラム名	取組内容
3 運営・業務 執行体制の 効率化	<p>コロナ禍を経て時代が大きく転換する中においては、行政のデジタル化は不可欠である。業務の実施において、ICT技術を積極的に活用し、業務プロセスを見直すことにより、生産性の向上とサービス利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>執行体制については、効率化を図る一方、業務の質や施策の力点に応じた人員配置を行うなど、適正な定員管理を含めた体制の整備が求められる。行政評価等の実施方法は、実効性の観点から見直し、戦略的に経営資源を集中投資することも必要である。</p> <p>また、自然災害や感染症の発生を踏まえた危機管理体制の強化とともに、事務処理上のリスクに対応するためには、新たに地方自治法に規定された内部統制制度の趣旨に沿った取組の検討など、市民の信頼を維持するための取組を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>(これからの4年間) デジタルトランスフォーメーションという言葉が当たり前に使われる今、市の様々な業務において、ICT（情報通信技術）の活用等による業務執行体制の変革を進める。</p> <p>また、そうした社会情勢の変化等に柔軟に対応した組織体制の編成、適正な職員配置、自治体間の連携に取り組む一方で、事務処理上のリスクへの目配りを欠かすことなく、市民の信頼に応える。</p> <p>新たに構築したPDCAサイクルについて、円滑に運用していく。</p>	<p>16 デジタルトランスフォーメーションの推進</p> <p>17 電子申請等の検討</p> <p>18 ICT（情報通信技術）の活用による内部事務の効率化</p> <p>19 電子化・ペーパーレス化の推進</p> <p>20 システムの標準化・共同化の推進</p> <p>21 新たなPDCAサイクルに基づく効果的な運用</p> <p>22 職員定数の適正管理【No.33継続】</p> <p>23 新たな行政課題に対応するための組織整備【No.34継続】</p> <p>24 自治体間の連携の推進【No.43継続】</p> <p>25 事務処理におけるリスクへの対応の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DX推進体制の整備 ・新たな分野におけるICT（情報通信技術）活用の検討 ・オンライン申請による手続きの拡充の検討 ・マイナポータルの活用 ・SNS等を活用した簡易なオンライン申請方法の研究 ・証明書のコンビニ交付の実施 ・AI・RPAなどの活用事例の収集、対象業務の抽出 ・本格導入及び対象業務の拡充 ・システムによる一元的な文書管理の徹底 ・電子決裁の推進（対象範囲の拡充、電子決裁率の向上） ・3市共同自治体クラウド化 ・新たなPDCAサイクルにより事業を効率的かつ効果的に実施 ・職員を適正に配置する ・組織体制の見直し ・多摩北部都市広域行政圏における広域連携 ・その他近隣市などとの連携 ・マニュアル見直しやチェックリストの活用
4 職員と職場の 活性化	<p>女性活躍を含め、個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会の実現を目的とする働き方改革関連法が施行された。また、コロナ禍で就労のあり方の変容を迫られている今、個人・組織それぞれにおいて、これまでの働き方の意識を大きく転換していかなければならない。そのため、各職場・職層別のリーダーシップのもと、時代に合った柔軟な発想や挑戦する組織文化、職場風土の醸成に取り組む必要がある。</p> <p>また、働く時間や場所の弾力化など、多様な勤務形態を可能とする取組を推進するとともに、定年延長などの新たな人事制度の動向を踏まえた制度の構築が必要である。</p> <p>(これからの4年間) 女性活躍推進法の趣旨のもと、職場の女性活躍に向けた取組とともに、ひいては、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、活力あふれ、生産性の高い職場づくりを目指し、「小平市特定事業主行動計画（HAPPYこいだいら）」に取り組む。</p> <p>あわせて、改定予定の新たな人材育成基本方針に基づく取組とともに、これからの時代にふさわしい組織文化への変革に向けて、働きがいと働きやすさを追求する。</p>	<p>26 研修・人材育成策の充実【No.32継続】</p> <p>27 職場改善のための牽引者の発掘・育成</p> <p>28 特定事業主行動計画「HAPPYこいだいら」の推進</p> <p>29 テレワーク体制の整備</p> <p>30 庁内会議の合理化</p> <p>31 職員提案制度の見直し</p> <p>32 新たな任用制度への対応</p> <p>33 職制の見直しの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時代に適合した研修の実施 ・小平市新人材育成基本方針の改定 ・職員の意識改革に向けた講演会、講座 ・行動計画に掲げる実施項目の推進 ・機器類の整備及びセキュリティ対策、制度整備 ・庁内会議の一般ルール化 ・現行の制度を見直し、提案を一層反映させる仕組みを構築 ・定年延長への対応 ・ポスト配置の適正化の検討